

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート [評価調査用・自己評価用]

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織				
Ⅰ-1 理念・基本方針				
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。				
1	<p>Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>a) 法人（保育所）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。</p> <p>b) 法人（保育所）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。</p> <p>c) 法人（保育所）の理念、基本方針が明文化されていない。</p>	a	<p>園の保育理念、教育・保育方針、教育・保育目標をホームページ・園のしおり・「全体的な計画」等に記載している。玄関・保育室に掲示し、周知・共有を図っている。職員には、全体会議・園内研修で理解を深め、自己評価シートの項目に位置づけ年2回周知状況を確認している。「全体的な計画」から各種指導計画に反映し、保育実践につなげている。保護者には、見学や入園時に資料を基に説明し、「浦堂だより」の園長のコラム、行事の挨拶、「大人わかる」（話し合い）・個人懇談の中で伝え、理解が深められるよう取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広報誌、（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ■ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ■ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ■ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 ■ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。（保育所）
Ⅰ-2 経営状況の把握				
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。				
2	<p>Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。</p> <p>c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。</p>	a	<p>園長が、高槻市私立保育園連盟園長会・大阪府園長会研修・高槻市安心ネットあゆむの連絡会に参加し、安心ネットあゆむでは役員を務め、また、法人内施設長会議を毎月実施し、保育事業の動向・市内や地域の動向やニーズの把握・分析を行っている。市の月次報告書・法人の事業実施報告書により、月次の分析を行っている。職員への周知を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。 ■ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。 ■ 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。 ■ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。
3	<p>Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。</p> <p>a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p> <p>b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。</p> <p>c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき取組が行われていない。</p>	a	<p>法人運営協議会に、各園の園長・副園長・主幹・副主幹・指導保育教諭が参加し、課題の明確化を行っている。経営上の課題はないが、運営に関して、異年齢クラスファミリー数を3から4に変更する等、ミドル会議・職員会議で検討し、職員が参画し改善・向上に取り組んでいる。理事会・評議員会で、役員間の共有を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。 ■ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。 ■ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。

■ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

<p>4</p> <p>I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p>	<p>a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。</p> <p>c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。</p>	<p>a</p>	<p>法人として「中期経営計画（令和7年度～令和11年度）」を策定し、現状把握に基づく取り組むべき経営戦略として具体的3項目を明示し、理事長が年度初めの法人全体会議で説明・周知している。中期経営計画は「資料ファイル」に綴じ事務所に設置し、全職員に配布もしている。計画に、戦略実現に向けた年度別ロードマップ等数値目標や具体的な成果を設定し実施状況の評価を行える内容となっている。令和2年度～令和6年度中期経営計画について、毎年度末に、理事長がロードマップに基づいて総括・評価を行い、総括・評価結果に基づき令和7年度～令和11年度中期経営計画に事業のリストラチャリング等見直し結果を反映している。</p>	<p>■ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。</p> <p>■ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。</p> <p>■ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p> <p>■ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。</p>
<p>5</p> <p>I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。</p> <p>b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。</p> <p>c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。</p>	<p>a</p>	<p>中期経営計画を基に、働き方改革等を反映した園の「令和7年度事業計画案」を策定している。計画案を具体化した「事業計画実施案」を作成し、事業計画を実現可能とする収支予算案を作成している。事業計画実施案には、予定園児数等数値目標や具体的な成果が設定されており、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>	<p>■ 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>■ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>■ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</p> <p>■ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

<p>6</p> <p>I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p> <p>b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。</p> <p>c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。</p>	<p>b</p>	<p>園長は、「園ミドル会議」で各種記録・各種会議・行事後の振り返り・個別面談等での職員意見を集約し、今年度の事業計画の策定に反映している。園全体会議での配布・説明と、個別の「資料ファイル」により共有と周知を図っている。園長は、毎月、園ミドル会議で事業計画の進捗状況を把握し、中間期に評価を実施して見直しを行い、働き方改革・保育内容等見直し結果を「事業計画中間報告」に反映している。ミドル以上での計画の見直しはできているが、職員がしっかりと理解することができていない。3月末の全職員での会議の際にみんなで事業計画を考え、わかるをしているが、事業計画との結びつきが難しい。</p>	<p>■ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>■ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>■ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>■ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>■ 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。</p>
<p>7</p> <p>I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。</p> <p>b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。</p> <p>c) 事業計画を保護者等に周知していない。</p>	<p>b</p>	<p>保育内容・理学療法士による肢体不自由児ケアの充実等、事業計画書の主な内容について、パワーポイントを活用し新入園児面談、保護者総会（5月）・クラス懇談会・移行説明会等で説明している。保育内容の具体的な内容については園だより等に記載し、必要に応じて定員変更等について「保護者の皆様へ」の文書を保護者に配布している。「園のしおり（重要事項説明書）」の行事予定表で、保護者参加行事にアンケートを付して保護者の参加を促している。また、アプリでの配信・玄関前掲示・園だより・クラスだより等で、保護者が参加しやすいようになっている。毎日、保育参加の機</p>	<p>■ 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>■ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>■ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p>

			<p>園長が多岐にわたる役割をこなしている。毎日、保育参加の機会を設けてアンケートを実施し、事業計画に基づいた保育内容が実践されているか振り返る機会を設けている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
8	<p>I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p> <p>a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p> <p>b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。</p> <p>c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。</p>	a	<p>各種計画、園・保育士自己評価、地域関係者による「施設関係者評価」、目標管理・保護者アンケート等によりPDCAサイクルにもとづく、保育の質の向上に関する取り組みを実施している。乳児・幼児会議、園ミドル会議等で、保育内容について評価を行う体制がある。毎年「幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく自己評価」の評価基準にもとづいて、年2回園長が園自己評価を実施し、評価結果の分析・検討を行っている。第三者評価は定期受審している。今年度後半より、各クラスを見合う園内で公開保育を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。 ■ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。 ■ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。 ■ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。
9	<p>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p> <p>a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。</p> <p>b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。</p> <p>c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。</p>	a	<p>自己評価結果の分析に基づく課題「健康及び安全への取り組み」等を、「総合」欄への文書化とデータグラフで表示し、期中・期末の園ミドル会議で課題の共有を図り、チーム会議、乳児・幼児会議で全職員に伝達共有している。課題「健康及び安全への取り組み」について「安全対策委員会」で、改善策の策定・改善の取り組み状況について確認・評価を行い、計画的に改善に向け取り組んでいる。ミドル層が、現在の課題を出し合い、会議の組み立てを行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。 ■ 職員間で課題の共有化が図られている。 ■ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 ■ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。 ■ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
10	<p>II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p> <p>a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。</p> <p>b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。</p> <p>c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。</p>	a	<p>園長は、事業計画に経営管理に関する方針・取り組みを明確にしている。また、園だよりを活用して表明している。「組織図」に園長の役割・責任等を文書化し、園の全体会議で説明し、「資料ファイル」に綴じ事務所に設置している。「緊急時の役割分担表（防災安全計画）」に事故発生時の責任順位を園長→副園長と明示し、権限委任を明確化している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。 ■ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。 ■ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。 ■ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
11	<p>II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p> <p>a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。</p> <p>b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。</p>	a	<p>園長は、法人諸規定・法令等を理解し、利害関係者と適正な関係を保持している。私立保育園連盟ブロック会議・大阪府社会福祉協議会保育部会・市の説明会・全国認定こども園協会への参加等を通じて遵守すべき法令の理解に努めている。また、必要に応じて、税理士・弁護士・社会保険労務士等に相談できる体制がある。乳児・幼児会議、施設内研修、施設外研修、法人新入職者研修等への参加等を通じて、職員に遵守すべき法令等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。 ■ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。 ■ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。

			を周知している。入職時には、職員の守秘義務について誓約書を交わしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。 	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。					
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	<p>a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。</p>	a	<p>園長は、園自己評価・各種会議・保育の現状観察等を通じて保育の現状について、継続的に把握・分析を行っている。不適切保育等については、個別・クラス単位で意識向上に取り組んでいる。園長は、随時面談や乳児・幼児会議等、保育の質向上に取り組む体制を整備して職員意見を集約し、職員の意見を保育の質の向上に反映できるよう取り組んでいる。施設内研修・施設外研修・希望研修等の体制を整備し、研修の充実に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。 ■ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。 ■ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 ■ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。 ■ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	<p>a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。</p>	a	<p>園長は、毎月顧問会計事務所が作成提供する「月次報告書」等を基に、経営の改善や業務の実効性の向上に向け分析を行っている。課題があれば、園運営会議で共有し、経営改善・業務改善に向け検討を行い解決に取り組んでいる。用務員の確保・加配職員、フリー職員の配置等による基準以上の人員配置・ICT化への対応・休憩時間の確保・意見を出しやすい職場環境づくり等、働きやすい環境整備に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。 ■ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 ■ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。 ■ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。					
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	<p>a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。</p> <p>b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。</p> <p>c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。</p>	a	<p>人材の育成に関する基本方針を法人の「中期経営計画」に、職員体制（専門職の配置）について、園則（運営規定）・園のしおり（重要事項説明書）に明示している。基準以上の人員配置や、必要な専門職配置ができるよう、毎月人員の充足度を「月別事業実施報告書」で確認し、「職員数等報告書」を市へ提出している。特別カリキュラムとして、運動遊び・ビジョントレーニング・森遊び・造形・運動遊び等の専門講師を園外から招聘し、ボランティアによるお茶会を実施している。人材開発部が意向調査の結果に基づき、法人のパスター・職員紹介制度・ホームページ、ハローワーク・就職フェアや、実習生受け入れ等を活用して人材確保に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。 ■ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。 ■ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。 ■ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。
	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	<p>a) 総合的な人事管理を実施している。</p> <p>b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。 	

15	c) 総合的な人事管理を実施していない。	a	<p>法人の理念に基づき「行動指針(4項目)」を明確にし、園ミドル会議で共有し、チーフ会議、乳児・幼児会議で全職員に周知している。就業規則で人事基準を明確にし、新入職者研修・「資料ファイル」・規定集の事務所設置等で周知している。階層別「業績・意欲・能力評価シート」を活用し、年2回、園長・直屬上司が面談を実施し、一定の人事基準にもとづき、職務遂行能力・成果・貢献度等を評価している。職員処遇の水準については、理事長・園長等が地域情報・人事院勧告等を分析し、個別面談・意向調査等で把握した職員の意見・意向等を勘案し法人として改善策を実施している。「キャリアパス表」・「人事考課」結果・「給与規定」を連動させたキャリアパス体制を明確化し、職員が自ら将来の姿を描くことができる総合的な仕組みが構築されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。 ■ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。 ■ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。 ■ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。 ■ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。
----	----------------------	---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	<p>a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。</p> <p>b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。</p> <p>c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。</p>	a	<p>総合的な労務管理は法人本部事務局が行っている。「組織図」で「人事・総務統括」を園長職務とし、責任体制を明確にしている。園長が、出勤簿等で就業状況を把握・確認し法人と共有・管理している。健康診断・ストレスチェックを年1回実施し、職員の心身の健康と安全の確保に努めている。また、産業医による訪問相談・公認心理師による巡回訪問体制がある。園長・直屬長は年2回定期面談、随時に個別面談の機会を設け、副園長・主幹も相談対応する等、職員が相談しやすい環境を整備している。職員の意見や希望を採り入れ、職員休憩室の整備や、私保連共済会加入・家賃補助・資格取得支援等福利厚生を実施し、完全週休2日制導入・時間単位有給・短時間就労制度等、ワークライフバランスに配慮した取り組みを行い、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。 ■ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。 ■ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。 ■ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 ■ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 ■ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 ■ 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
----	-----------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	<p>a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。</p> <p>b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。</p> <p>c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。</p>	a	<p>職員個々の目標管理のための仕組みを構築している。年度末に職員は、年度末評価・前回の反省を踏まえて、キャリアパス表の職種別「求められる姿(組織として期待する職員像)」を基に「自己申告兼評価補助資料」の「今後の目標」欄に個人目標を設定し、園長・直屬上司が面談を通じて、職員個々に応じた適切な目標設定ができていないか確認・助言している。目標期限を1年とし、中間期に進捗状況・達成度を自己評価し、園長・直屬上司と面談による相互確認を行う機会を設けている。年度末に、職員の年間自己評価結果を基に、園長・直屬上司は面談を通じて目標に対する達成度評価を伝え、次年度の目標設定に反映している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 ■ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。 ■ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 ■ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
----	------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

18	<p>II-2-(3)-2 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <p>a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <p>b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。</p> <p>c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。</p>	a	<p>施設外研修・施設内研修・法人研修等、多様な研修体制を整備し、「法人研修計画」に一部の施設内研修・法人研修等を盛り込んでいる。職員に必要とされる専門性を研修テーマに明示している。施設内研修のうち、衛生検討委員会が実施する園内必須研修については、看護師が講師となり計画外に年度末の全体研修会で実施し、欠席者には看護師が個別に研修機会を設け、全職員への周知を図っている。研修受講別に「実施一覧」を作成し、年度末に園長が受講状況を確認している。施設外研修は、必要に応じてチーフ会議、その後乳児・幼児会議で伝達研修を行っている。施設外研修についても可能な範囲で研修計画を策定し、施設内・施設外・法人等各研修計画と研修の実施が明確になる記録の工夫を一人一人が研修に参加できるようにした。定期的に計画・研修内容等について評価・見直しを行い、次年度の研修体制に反映させることが望まれる。また、施設外研修について個別年間受講履歴を作成し職員が偏りなく受講できるよう工夫し、参加できた。園内での公開保育も実施し、自分の保育を見直す機会となった。</p>	<p>■ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</p> <p>□ 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</p> <p>□ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</p> <p>□ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</p> <p>■ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</p> <p>■ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</p>
19	<p>II-2-(3)-3 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p> <p>a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。</p> <p>b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。</p> <p>c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。</p>	a	<p>履歴書・資格証・修了証等から、職員個別の専門資格取得状況・経験年数等を把握・管理している。新入職員には、法人の新入職者研修終了後、主幹が「園内ツアー」を実施して子どもの観察方法等を説明し、その後概ね3ヶ月間、基本的にチーフ保育士が「資料ファイル」の各種マニュアルに沿って、個別的なOJTを実施し、マニュアルごとに提出する「振り返りシート」により進捗状況・理解度等を確認している。施設内・施設外・法人研修等多様な研修機会を設け、職種別・階層別・テーマ別研修を実施し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。外部研修案内は掲示等により情報提供し、園長と主幹が検討し、希望・担当クラス・経歴や経験年数等に応じた対象者に受講を奨励している。施設内研修は全員参加できるよう職員全体研修の中で実施し、外部研修受講のためのシフト調整・費用負担、オンライン研修受講のための受講時間・環境の整備等、職員が教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	<p>■ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</p> <p>■ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</p> <p>■ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>■ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</p> <p>■ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。				
20	<p>II-2-(4)-1 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p> <p>a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。</p> <p>b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。</p> <p>c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行</p>	a	<p>大学・短大・専門学校・看護学校等の実習生受け入れがある。「実習生受け入れ規定」・「実習生オリエンテーション及びマニュアル」を整備し、基本姿勢・オリエンテーション内容等を明示し、遵守事項を文書で配布し説明している。養成校プログラムを基に、実習生の希望等を勘案して実習を実施し、指導に取り組んでいる。副園長が実習指導者研修を受講し、実習生受け入れ時に、実習指導担当者に、マニュアルに沿って助言・指導を行っている。養成校との事前打ち合わせ、巡回教</p>	<p>■ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>■ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>■ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>■ 指導者に対する研修を実施している。</p>

		われていない。	員との実習進捗確認・振り返り等を通して連携を図っている。実習後「評価表」を作成し、学校に送付している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
--	--	---------	-----------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。					
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	<p>a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。</p> <p>b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。</p> <p>c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。</p>	a	<p>ホームページを活用し、理念・保育方針・保育の内容や活動の様子・予算決算情報等を公開している。相談・苦情に対する相談体制について道路側掲示板に掲示している。第三者評価の受審結果についてはワムネットを通じて公表している。「施設関係者評価委員会」・子育て支援事業・自治会との連携等を通じて、保育所の理念・ビジョン等を地域に説明している。ホームページの活用とともに、パンフレットの見学時配布や市役所等への設置により、園の理念、基本方針や活動内容等について地域に発信している。</p> <p>ホームページの活用等により、事業計画・事業報告・苦情内容と対応の状況等についても公開し、より一層透明性の高い事業運営に取り組むことが望まれる。</p> <p>園長が、芥川高校の学校評議員会などに参加することで地域とのかかわりが深くなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。 □ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。 □ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。 ■ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。 ■ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	<p>a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。</p> <p>c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。</p>	a	<p>事務・経理・取引等に関する法人諸規定を整備している。「組織図」等に経営管理・財務管理等を園長業務と権限・責任を明確にし、乳児・幼児会議での配布・説明と、「資料ファイル」の事務所設置により共有と周知を図っている。毎月、本部職員が園を訪問し、人事・労務・経理等について確認している。また、市の監査時には本部職員が立ち会っている。定期的に監事による監事監査を実施している。税理士事務所による定期的な監査支援を実施し、指摘事項があれば、理事会で共有・検討し、経営改善を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 ■ 保育所における事務、経理、取引等について、内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。 ■ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。 ■ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。					
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	<p>a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。</p> <p>b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。</p>	a	<p>地域との関わり方についての基本的な考え方を「事業計画」に文書化し、「全体的な計画」に具体的な取り組みを明示している。活用できる社会資源や地域の情報があれば、玄関への設置・掲示・配布・アプリ等で保護者に情報提供している。園の夏祭り・「大地の再生活動（みんなの庭）」「暮らしを豊かにする会」・しめ縄づくり・移動動物園・演劇イベント・園庭開放・赤ちゃん広場等を実施し、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けている。子ども・保護者のニーズに応じて、病児保育機関・病後児保育機関・ペアレントトレーニング機関・社会福祉協議会・保健センター・市の子育て総合支援センター（カンガルーの森）等地域における社会資源を利用できるよう情報提供している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 ■ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。 ■ 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 ■ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。

				<ul style="list-style-type: none"> ■ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。 	
24	<p>II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。</p> <p>b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。</p> <p>c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。</p>	a	<p>小学生の職場見学・近隣中学生の職場体験・高校生の家庭科授業・社会人・学校教員等ボランティアを受け入れ、学校教育への協力を行っている。「ボランティア受け入れ規定」・「ボランティアオリエンテーション及びマニュアル」を整備し、基本姿勢・オリエンテーション内容等について明文化している。ボランティアには事前のオリエンテーション時に、留意事項を文書で配布し説明している。畑などのボランティアスタッフの登録者が増え、活躍してくださっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 □ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。 ■ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 ■ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。 ■ 学校教育への協力を行っている。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。					
25	<p>II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。</p> <p>c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。</p>	a	<p>「地域の関係機関・団体・社会資源機関（リスト）」・「相談支援事業所（市の子育て情報誌）」を職員室に設置し、職員間で情報共有している。定期的に、高槻市社会福祉施設連絡会（あんしんねっとあゆむ）・高槻市園長会・地域の「集いの広場」・地域貢献連絡会・地域の看護師会議・第三者委員会・施設関係者評価委員会等と情報交換を行い、障がい児保育等共通の課題解決に向けて協働して取り組んでいる。家庭での虐待や不適切な養育が疑われる事例については、市の子育て総合支援センター・吹田子ども家庭センター・要保護児童対策地域協議会等関係機関と連携・情報共有を図っている。また、必要に応じて、市のケース会議に参加している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ■ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ■ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ■ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ■ 地域に適切な関係機関・団体がいない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 ■ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。（保育所）
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。					
26	<p>II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。</p> <p>b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。</p>	a	<p>園庭開放、スマイルサポーターによる地域の生活相談、地域の関係機関・団体・養育施設等との連携を通じて、子ども食堂・障がい児支援・家庭訪問型子育て支援（保護者の希望に応じて子どもの見守り・家事支援・病院同行支援等）・赤ちゃん広場等地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。 ■ 保育所の持つ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通じて、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。（保育所） ■ 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。（保育所）
27	<p>II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。</p> <p>b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。</p> <p>c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動を行っていない。</p>	a	<p>把握した福祉ニーズにもとづいて、子ども食堂や、あんしんねっとあゆむを通じてフードバンク活動（食料・洗剤・紙おむつ等の支援）や、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）活動を通じて生活困窮者支援等を実施するとともに、「大地の再生活動」等を事業計画に明示し、地域貢献に取り組んでいる。地域の商店と連携しマルシェの主催・地域イベントへの園スペースの提供等、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどに貢献している。赤ちゃん広場・北清水子育てサロン（出前保育）・家庭訪問型子育て支援・スマイルサポーターによる生活相談等を実施している。AEDを設置し、ステッカーを掲示するとともに、職員が「AED講習」を受講し、災害時の地域住民の安全・安心のための支援に役立つよう備えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。 ■ 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 ■ 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。 ■ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。

			<p>ソシエト・エンゲージメントの支援には立派な役割を担っている。災害時に、地域の子育て世帯対象の一次避難所として開設できるよう備蓄を整備中である。</p>	<p>■ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。</p>
--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28	<p>Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	<p>a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。</p> <p>b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。</p> <p>c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。</p>	<p>a</p> <p>子どもを尊重した保育の実施について、理念・基本方針・就業規則「服務心得具体例」・「乳児マニュアル」「幼児マニュアル」に明記し、実践に取り組んでいる。子どもの尊重や基本的な人権への配慮について、園内研修で「人権」研修、「不適切な保育を未然に防ぐために」研修を実施している。人事考課の「自己評価シート」（「子どもへの言葉かけと関わり」項目）で、定期的に状況の把握・評価等を行っている。「子どもわかる（話し合い）」・自由保育・異年齢保育等により、子どもが互いを尊重する心を育てる保育を実践している。子どもが色・遊び・役割等を選択する際、性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。保護者には、保育参加・保育参観を通して、園の方針について理解を図っている。</p>	<p>■ 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>■ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>■ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</p> <p>■ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</p> <p>■ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</p> <p>■ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。（保育所）</p> <p>■ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。（保育所）</p> <p>■ 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。（保育所）</p>
29	<p>Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	<p>a) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われている。</p> <p>b) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が十分ではない。</p> <p>c) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。</p>	<p>a</p> <p>子どものプライバシー保護について、「乳児保育マニュアル」「幼児マニュアル」に記載し、全職員に配布し、乳児会議・幼児会議で周知を図り実践につなげている。園庭を竹柵や植樹で囲むことで、風景を大切にしながら子どものプライバシーを守れるよう工夫している。乳児トイレにはおむつ交換台や着替えスペースを、幼児トイレには個室扉を設置し、プライバシーに配慮している。プライバシー保護について、保護者には見学や入園説明時に説明している。</p>	<p>■ 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。</p> <p>■ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。</p> <p>■ 一人ひとり子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>■ 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。</p>

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

	<p>Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。</p>	<p>ホームページ・インスタグラムで、園についての情報を広く提供し、市役所に「ホームページ」を</p>	<p>■ 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</p>
--	---------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------

30	<p>情報を提供しているが、十分ではない。</p> <p>c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。</p>	a	<p>情報を広く提供し、ほかに「パンフレット」を設置し、多くの人が入手できるようにしている。入園希望者には、副園長が園見学を実施し、希望に合わせて日時を調整し、「パンフレット」に沿って、少人数または個別に詳細に説明している。ホームページは随時更新し、「パンフレット」「リーフレット」は必要時に見直しを行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ■ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。 ■ 見学等の希望に対応している。 ■ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p> <p>a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。</p> <p>b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。</p>	a	<p>入園決定後（2月末頃）に入園説明会を実施している。2月初旬に、「園のしおり」「重要事項説明書」・持物等を写真でわかりやすく説明した資料等を配布し、事前に内容確認できるようにしている。「入園説明会」で園長・副園長・進級児保護者を交えて「大人わかる」（話し合い）で、聞きたいこと・不安なことについてグループワーク形式で質疑応答、説明を行っている。その後、担当が個別面談を行い、個別に聴き取りを行いながら説明・質疑応答し理解を深めている。「園のしおり」「重要事項説明書」は、毎年入園児・進級児に配布し、変更箇所を周知し、同意書で同意を得ている。保護者に配慮を必要とする場合、個別の配慮で対応している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。 ■ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。 ■ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 ■ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 ■ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p> <p>a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。</p> <p>b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。</p>	a	<p>転園時は、「指導要録」「保育の継続性に関わる申し送り表」で引継ぎを行っている。「要望・相談の受付」窓口を記載した「重要事項説明書」を毎年配布し、転（退）園時に転（退）園後の相談対応について説明している。転（退）園後も園との関わりが途切れないよう、年度内は秋祭りの招待はがきを郵送している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 ■ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 ■ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p> <p>a) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。</p> <p>b) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組が十分ではない。</p> <p>c) 利用者満足把握するための仕組みが整備されていない。</p>	c	<p>日々の保育の中で、子どもの表情・反応・発言・「子どもわかる」（話し合い）・連絡帳（育児日誌）等から、子どもの満足把握するように努めている。保育参加・参観後アンケートを実施し、園長・副園長・主幹が集計して分析・検討し、職員会議で周知・検討し、改善・向上につな</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。（保育所） ■ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。 ■ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握を目的で定期的に行われている。
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>a げている。個人懇談会を年2回、クラス懇談会を年1回、保育参加を随時行い、保護者の満足把握の機会としている。保護者会が月1回開催されており、5月と随時に園長・副園長が参加している。無記名で、広く満足度を把握できる「保護者アンケート」の定期的な実施が望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。 ■ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。 ■ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。</p> <p>b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。</p> <p>c) 苦情解決の仕組みが確立していない。</p>	<p>a 苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を設置し、苦情解決の体制を整備している。「重要事項説明書」に記載して毎年配布している。苦情解決の体制を明記した書面を、玄関ホールに外向きに掲示し、保護者・地域に公開している。保育参加アンケート・保育参観アンケートの実施、意見箱の設置等、保護者が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。苦情内容については、「苦情解決報告書」に記録し保管している。苦情を受け付けた場合は、職員会議（週1回）で、内容に応じて緊急会議で検討し、議事録回覧で周知し、改善・向上に取り組んでいる。苦情を申し出た保護者等に配慮した上で、園だより・掲示等で保護者に周知する、また、ホームページ等で公表する仕組みづくりが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。 ■ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。 ■ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 ■ 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。 ■ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。 ■ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。 ■ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。</p> <p>b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。</p> <p>c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。</p>	<p>a 「重要事項説明書」の「要望・相談の受付」「ご意見・ご要望について」に、複数の方法や窓口等を記載し、毎年配布している。玄関ホールに、写真入りの職員紹介を掲示している。事務所内相談室・絵本コーナー等、相談しやすいスペースを確保している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 ■ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 ■ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。</p> <p>c) 保護者からの相談や意見の把握、対応が十分ではない。</p>	<p>a 送迎時等日々のコミュニケーションの中で、保護者が相談・意見を述べやすいように配慮している。意見箱の設置、保育参加アンケート・行事アンケートの実施等、保護者の意見を把握する取組を行っている。意見・相談内容は「特記事項欄」シートに記録し、「原簿（個別ファイル）」に綴じている。内容については、主に、職員会議で共有・検討し改善・向上につなげている。重要事項説明書の「ご意見・ご要望について」フロー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 ■ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 ■ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 ■ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。

		チャート等を参照し、「相談・意見対応マニュアル」の作成と定期的な見直しが望まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 ■ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。
--	--	-------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	<p>a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。</p> <p>b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。</p> <p>c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。</p>	<p>a</p> <p>「安全管理マニュアル：事故対応」を事務所に設置し、「緊急時連絡系統図」を事務所に掲示している。「ヒヤリハット報告書」「インシデントレポート」「事故記録簿」を作成し、それぞれに「対応・対策」を記載し、職員は回覧により周知・共有している。毎月、「環境安全チェックリスト」で、園各所の安全管理に取り組んでいる。新年度会議で、看護師が「けが対応」研修を行っている。ミドル会議がリスクマネジメントを担当しているため、リスクマネジメントの体制の明確化、ミドル会議でヒヤリハット・事故事例の集計や分析、事故防止策の実施状況や実効性についての検討を行うことが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ■ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。 ■ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ■ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ■ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 <input type="checkbox"/> 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	<p>a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。</p> <p>c) 感染症の予防策が講じられていない。</p>	<p>a</p> <p>「衛生検討委員会」の設置、看護師の配置があり、感染症対策の管理体制を整備している。「安全管理マニュアル：感染症」「感染症の予防と発生時対応マニュアル」（フローチャート）を作成し、事務所に設置している。「感染症の予防と知識」を入職時に職員に配布し、周知を図っている。新年度研修で、看護師が吐物処理研修を行っている。感染症の予防策・発生時対応は、法人内他園の看護師と連携しながら、看護師の指示の下、マニュアルに沿って行っている。保護者には、「感染症の予防と知識」を配布し、「園のしおり」「保健だより」で感染症について情報提供している。発生時は、病名・クラス・人数を玄関に掲示して伝えている。マニュアル内容を職員に周知する仕組みづくり、マニュアルの定期的な検証の明確化が望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ■ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 ■ 担当者等を中心として、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ■ 感染症の予防策が適切に講じられている。 ■ 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。

				<ul style="list-style-type: none"> ■ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。 ■ 保護者への情報提供が適切になされている。(保育所)
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <p>b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。</p>	<p>a</p> <p>災害時の対応体制を、「消防計画」「安全管理マニュアル」「BCP(事業継続計画)」に記載している。保護者の安否確認は、アプリと災害用伝言ダイヤルで、職員の安否確認はアプリとラインで行うこととしている。BCP備蓄リストに沿って備蓄を整備し、BCP委員が管理し、園児の補食保管も実施している。「防災及び安全訓練計画」に沿って、月に1回火災・地震・不審者対応訓練を行い、消火訓練は毎月行っている。訓練計画を作成し、訓練実施後は、訓練実施記録票に訓練結果及び反省点を記録し、回覧し周知を図っている。訓練計画を消防署に提出し、提出時に訓練内容について相談し、年に1回消防署から訓練の立ち合いがあり協力を得ている。不審者対応訓練時(年1回)は、警察官が来園し指導を受けている。</p> <p>*不審者対応については、園外で遭遇した場合の対応についてマニュアルの追記と訓練の実施が望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時の対応体制が決められている。 ■ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。 ■ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ■ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ■ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40	<p>Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	<p>a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。</p> <p>b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。</p> <p>c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。</p>	<p>a</p> <p>保育の標準的な実施方法について、「乳児マニュアル」「幼児マニュアル」に文書化している。マニュアル内で、子どもの尊重・プライバシーへの配慮に言及している。職員に配布し、乳児会議・幼児会議で指導し、実施状況の確認を行っている。保育実践の中ではチーフが確認し、適宜、個別に指導・助言している。指導計画により、保育実践は画一的なものになっていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 ■ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。 ■ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 ■ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 ■ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。(保育所)
----	--------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

41	<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。</p> <p>b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。</p> <p>c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。</p>	a	<p>年度末に、保育実践や指導計画の内容をもとに各クラスで検証し、クラスの意見を主幹が集約し、ミドル会議で検討し、検証・見直しを行っている。改定した部分を赤字にし、職員に配布し周知を図っている。必要に置に応じて、保育参観・保育参加で把握した保護者の意見も参照している。 *ミドル会議の議事録に記載することが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。 ■ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。 ■ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。 ■ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。					
42	<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。</p>	<p>a) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。</p> <p>b) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。</p> <p>c) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。</p>	a	<p>各種指導計画は担当職員が作成し、最終責任者を園長としている。保護者の意向は、「新入園児個人調査票」・入園面談・登降園時の会話・年2回の個人懇談等により把握し、子どもの様子は慣れ保育の期間に確認している。アセスメントには担当職員・主幹が参加し、随時園長・副園長・管理栄養士・看護師・公認心理師等様々な職種の見解を反映し、協議を行っている。子どもと保護者等の具体的な留意事項は、「学年月間指導計画」「保育指導計画及び経過記録」の家庭との連携欄に明示している。月末・日々の保育実践後に評価・振り返りを行う仕組みが構築され、機能している。支援困難ケースについては、保護者・療育関係機関等と連携を図り、必要時にはケース会議を開催し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指導計画策定の責任者を設置している。 ■ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ■ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ■ 全体的な計画にもとづき、指導計画が策定されている。(保育所) ■ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。(保育所) ■ 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ■ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。(保育所) ■ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。</p> <p>b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。</p> <p>c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。</p>	a	<p>年間指導計画は、年2回関係職員で見直しを行っている。学年月間指導計画・保育指導計画(乳児個人月案)は実施後に担当保育教諭が振り返りを行い、乳児会議・幼児会議・クラス会議等で検討し、チーフリーダー・主幹・園長が随時指導・助言を行っている。指導計画を緊急に変更する場合は、園長・主幹が判断することとしている。指導計画に基づく保育実践について課題等があれば、保育指導計画の次月のねらい欄に明示し、反映している。今後はさらに、全体的な計画・年間指導計画・学年月間指導計画の策定・見直しにあたっては、各ファミリー担当保育教諭等の関係職員が参画して検討する・保護者の意向把握手順を明確にする等、組織的な仕組みを定めて取り組まれることが望まれる。 *年間指導計画の見直しについては、計画書に評価・振り返り欄を設ける等、紙面を活用することが望ましい。個別の情報(個別懇談記録・ケース会議録など)については、把握・見直ししやすい保管方法を検討されてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 ■ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 ■ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 ■ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。 ■ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。(保育所)

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

<p>44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。 b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。 c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの発達状況や生活状況等を「個人調査票」「保育指導計画及び経過記録(歳児別)」で把握し、記録している。計画に基づく保育実践については「乳児個人月案」「学年月間指導計画」の振り返り欄、「ファミリー日誌」「ドキュメンテーション」「幼保連携型認定こども園園児指導要録」等に記録している。チーフ・主幹・副主幹・園長が記録を確認し、適宜、個別に指導・助言を行っている。クラス内は「伝達ボード」で、園内全体は「職員伝達表」を各クラスに配布し、情報共有を行っている。職員会議・ミドル会議・乳児会議・幼児会議・防災安全対策検討委員会・衛生検討委員会を実施し、定期的に情報共有を行っている。アプリ・ライン・パソコン共有フォルダ・回覧チェック表も活用している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。 ■ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。 ■ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 ■ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 ■ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。 ■ コンピューターネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
<p>45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。 b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。 c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。</p>	<p>a</p>	<p>「個人情報取扱業務概要説明書(個人情報保護規程)」に個人情報保護に関する規定を定めている。職員には、入職時に説明し、守秘義務に関する誓約書を交わしている。保護者には、「個人情報取扱業務概要説明書(個人情報保護規程)」を入園時に配布し誓約書を交わし、「園のしおり」「重要事項調査報告書」にも記載し毎年配布している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 ■ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 ■ 記録管理の責任者が設置されている。 ■ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 ■ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 ■ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

児童福祉分野(保育所) 内容評価基準

A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成

<p>A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。</p>	<p>a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて編成している。 b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて編成しているが、十分ではない。</p>		<p>認定こども園法等の趣旨をとらえ、教育・保育理念・教育・保育方針に基づいて、地域との関わり・家庭との連携を考慮し、「全体的な計画」を編成している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。 ■ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。
----------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	---------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

A①	c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成していない。	a	編成している。毎年、年度末に各ゾンスで振り返りを行い、主幹が職員の見解を集約してミドル会議で評価し、次年度の策定につなげている。変更部分を赤字で記載し、「新年度会議」で配布し周知を図っている。 *ミドル会議議事録・新年度会議の議事録に記載することが望まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。 ■ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して編成している。 ■ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。
----	---------------------------------------------------------------	---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A②	<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p>a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p>b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。</p> <p>c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。</p>	a	<p>玄関ホール・廊下・絵本コーナー・各保育室など随所にソファや天蓋を設置し、子どもがいつでも自由にくつろいだり、思い思いの場所でゆったり落ち着けるパーソナルスペースを確保している。冷暖房・床暖房(0歳児)・空気清浄機・換気・カーテンの開閉等により、適切な環境となるよう努めている。日々、次亜塩素水による消毒を行い、毎月「環境安全チェックリストを用いて園の内外の設備・保育室・用具・寝具等の点検を実施し、衛生管理に努めている。各保育室は食事・睡眠のための心地よい生活空間を確保し、くつろげるスペースも設けている。手洗いは年齢に応じて足台を設置し、乳児トイレにはおむつ交換台や着替えコーナーを、幼児トイレには個室扉を設置し、利用しやすい設備を整えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。 ■ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。 ■ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。 ■ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。 ■ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。 ■ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。
A③	<p>A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p> <p>a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p> <p>b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。</p>	a	<p>子どもの発達過程や家庭環境から生じる個人差を「児童調査票」「保育指導計画及び経過記録」で把握し、日々の状況は申し送り共有し、一人ひとりの個性を尊重した保育を実践している。子どもの気持ちや表現をありのまま受け止め、気持ちや欲求を汲みとりながら1対1で応答的に関わっている。自分を出ることが困難な場合は、わかりやすい言葉で代弁したり、落ち着ける環境の中で個別に穏やかに対応している。園長・主幹が園内をラウンドし、気になる言葉かけがあれば随時助言し、乳児会議・幼児会議・チーフ会議等で話し合う機会を設けている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。 ■ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。 ■ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。 ■ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。 ■ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。 ■ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。
A④	<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p> <p>a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p> <p>b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っていない。</p>	a	<p>乳児は育児担当保育を取り入れ、「個人月案」の生活欄に個別のねらい・配慮事項を記載し、個々の生活リズムや発達状況に沿って食事・睡眠・着脱・排泄等の生活習慣が身につけられるよう配慮している。靴箱・ロッカー・タオル掛け等に個人マークと名前を付け、自分のものを意識して扱うことができるよう工夫している。基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもの主体性を尊重し、個々のペースで身につけられるよう、個別に声かけや援助を行っている。絵本コーナーやゆったりくつろげるスペースを確保し、子どもの状態に応じて個別に活動と休息のバランスがとれるよう環境を工夫している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。 ■ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。 ■ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。 ■ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。 ■ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。
A-1-(2)-④	<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>		<p>各保育室は、子どもがやりたいことを考えたり好きな遊びを自づから主体的・自発的に活動ができ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。

A⑤	<p>る保育と展開している。</p> <p>b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。</p>	<p>a</p>	<p>さな遊びを元通り主体的・自発的に活動ができるコーナー環境を整備し、生活や遊びを豊かにする保育の実践に取り組んでいる。天候の良い日は毎朝8時から全園児が園庭で過ごしており、日常的に友だちや異年齢の子どもたちがふれあう中で、人間関係が育めるよう援助している。乳児園庭・幼児園庭に区切ることで戸外で安心安全に遊べる空間を確保している。園庭には子ども・保護者・職員が協力して手作りした縄文小屋・ツリーハウス・ターザンロープ・複合遊具が設置され、身体を使ってダイナミックに遊べる環境である。季節の草花や実のなる木・木登りができる木を植樹し、畑で野菜を育てる等、日々自然を五感で感じることができるよう取り組んでいる。自然教育に注力し、子どもが主体的に大地の再生・畑づくり・菜園活動・土粘土や石膏などの材料を使った遊び・運動遊び・感覚遊びなど、様々な活動や表現遊びを体験できるよう工夫している。交通ルールや社会的ルールは、散歩やスーパーへの買い物など戸外活動の前に確認し、実践を通して身につけられるよう配慮している。畑ボランティア・消防署員・交番職員など地域の人と挨拶を交わしたり、[アートざんまい][秋まつりマルシェ]等の行事や保育参加の際に、保護者と一緒に楽しむ機会を設けている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。 ■ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。 ■ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。 ■ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。 ■ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。 ■ 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。 ■ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。 ■ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。
A⑥	<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。</p>	<p>a</p>	<p>育児担当保育を取り入れ、さらに規定以上の職員を配置することで手厚い保育を行っている。子どもの表情やしぐさから思いを汲み取り、応答的で丁寧な関わりを大切にしている。個々の生活リズムに応じてゆったり授乳や食事ができる個別スペースを複数用意し、静かで落ちついて過ごせるよう配慮している。保育室は木の温もりが感じられ、床暖房・ジョイントマットを設置し、天蓋・モビールにより高さを低くする等、子どもが長時間安心して遊びと生活が行える環境を整備している。発達や興味に応じた手作り玩具ボードや鏡を子どもの目線に取り付け、つかまり立ちしたり、興味関心が視覚で広がるよう遊びの環境を工夫している。保護者とは日々「育児日誌」「伝達表」・登降園時の会話で連携を密にし、月1回写真付きの「個別ドキュメンテーション」、年2回の個人懇談で成長した姿を共有している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。 ■ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。 ■ 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。 ■ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。 ■ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。 ■ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。
A⑦	<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。</p>	<p>a</p>	<p>1・2歳児は育児担当保育を実施し、担任が個人月案を作成し、食事や排泄・衣服の着脱など、子どもが自分でしようとする気持ちや個々のペースを大切にしながら、意欲を引き出す声かけや援助に配慮している。各保育室は玩具を豊富に用意し、ごっこ遊びが十分できるようコーナー環境を工夫している。毎朝乳児園庭に出て、自発的に虫・草花探しをしたり、バイクや枝登りなど五感を使いながらのびのびと自然探索活動ができるよう取り組んでいる。子どもの自我の育ちを受け止め、共感し、否定的な言葉を用いず、見守りながら保育教諭等が適切に関わっている。園庭遊びの際、異年齢の子どもと関わったり、日常的に園長・主幹・フリー職員・給食職員・用務員・保育参加の保護者・畑ボランティア等の大人と関わる機会を設けている。保護者とは登降園時の会話・「育児日誌」「伝達表」で情報交換し、保育参加・「個人ドキュメンテーション」・年2回の個人懇談で子どもの様子をお伝えしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。 ■ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。 ■ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。 ■ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。 ■ 保育士等が、友だちとの関わりのお立ちをしている。 ■ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。

A⑧	<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。</p>	<p>八咫誤りしすしもの様子を見守っている。</p> <p>a</p> <p>3・4・5歳児は日常的に異年齢混合保育を実施し、4つのファミリーに分け、活動内容に応じて、年齢別・2ファミリー合同等で過ごす時間を設けている。子どもがやりたいこと・好きなことを個別や友だちと関わりながら存分に探究できるように、保育室に日本伝統の生活・暮らし方が体験できるコーナーや、絵本コーナー・ままごとコーナー・机上遊びコーナー・廃材遊びコーナー等を配置し、環境を整備している。「プロジェクト保育」では子どものつぶやきや思いに沿ってテーマを選択し、主体的に活動に取り組めるよう、人的・物的環境に配慮している。「わかる」(輪になって語る時間)で話し合うことで、自分の気持ちを伝え、相手の気持ちを聞いて互いに認め合い、一人ひとりの存在を大切にできるよう配慮している。クッキング・制作・運動遊び等の活動の中で、子どもの個性が活かされ、役割を持って取り組めるよう、保育教諭が適切に関わっている。5歳児は運動遊び・森の中の飯盒炊飯・雪遊び等を通して、友だちと協力して活動に取り組めるよう工夫している。子どもの育ちや活動については、日々のドキュメンテーション掲示・アプリ配信・アートの会・遊びと造形展などの行事等により、保護者や地域・小学校等に伝えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。 ■ 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。
A⑨	<p>A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a) 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>b) 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 障がいのある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。</p>	<p>a</p> <p>障がいのある子どもが安心安全に過ごせるよう、保育室にクッション性のあるマットや台・大型クッション・個別の補助椅子等を配置し、担当保育教諭がそばで見守りを行う等、人的・物的環境に配慮している。「個別的教育・保育支援計画」「特別支援教育・保育指導計画」を作成し、生活習慣など具体的にねらいを定め、個々の発達や気持ちに沿って丁寧な援助を行っている。園庭遊び・室内遊び・食事の際に、友だちの存在を感じたり、子ども同士の関わりが持てるよう配慮している。年2回と随時、保護者と面談を行い、保護者の希望を把握している。保護者から相談があれば、発達検査や就学相談等、関係機関につなげている。月2回公認心理師の相談や内科健診時に医師から助言を受けている。通所療育機関職員の来訪見学時に情報共有している。月1回Webによる「発達促進サポート」研修の事例検討・年2回主幹のラウンド録画によるビデオ研修と「振り返りシート」により、知識を得たり学ぶ機会を設けている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物・設備など、障がいに応じた環境整備に配慮している。 ■ 障がいのある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。 ■ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。 ■ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。 ■ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 職員は、障がいのある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。 ■ 保育所の保護者に、障がいのある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。
	<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。</p>	<p>「日課」を決め、子どもが主体的に見通しを持って生活や遊びが行えるよう配慮している。子どもの生活リズム・体調・気分に応じて穏やかに過ごせる空間と時間を確保し、個別で過ごす際は保育教諭が必ず見守るよう職員配置も考慮している。各保育室は天蓋・モビール・クッション・ソファ等を取り入れ、家庭的な雰囲気や環境を整備している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。 ■ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。 ■ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。

A⑩			<p>a</p> <p>子どもが安心して過ごせるよう、保育室・園庭の人的・物的環境に配慮している。子どもの在園時間に応じて授乳・食事をを行い、18時に補食を提供している。登降園時に把握した保護者からの情報や保育中の子どもの様子は、「降園チェック表」「伝達表」に記録し保育者間で引継ぎし、必要事項は「クラスノート」で共有している。保護者とは、登降園時の会話と「育児日誌」で連携を図っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。 ■ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。 ■ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。 ■ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。
A⑪	<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> <p>b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮がしていない。</p>	<p>a</p> <p>「全体的な計画」・5歳児「年間指導計画」「月案」に、小学校との連携や就学に関連する事項を記載している。近隣の小学校と年に4回幼小交流があり、1年生との交流活動・小学校訪問して授業や運動会の練習見学等を通して、小学校生活に見通しを持てる機会がある。園内では、年長活動のお集まりや「わっかる」（話し合い）の時間を通して、話を聞く力、自分の思いや気持ちを言葉で伝える力を積み重ね、お茶会や森の活動などの特別活動で興味をもって新しい活動にも参加する機会作りを行っている。年長の活動時間でのワークで、鉛筆を持って書くことを継続し、机に向かい集中して取り組み、プロジェクト保育では数字や文字にも興味を持てるよう取り組んでいる。保護者には、個人懇談（5月・11月）や随時の就学相談で、小学校での子どもの生活について見通しを持てる機会を設けている。5歳担任・幼児主幹が「保幼小連携」の連絡会に、園長・5歳担任が「中校区連携会議」に参加し、また、小学教諭が求園して情報交換を行い、就学に向けた小学校との連携を図っている。「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を5歳担任が作成し、園長・副園長・主幹・副主幹確認し提出している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。 ■ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。 <input type="checkbox"/> 保護者が、小学校以降の子ども生活について見通しを持てる機会が設けられている。 ■ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。 ■ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。
A-1-(3) 健康管理				
A⑫	<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a) 子どもの健康管理を適切に行っている。</p> <p>b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。</p>	<p>a</p> <p>子どもの健康管理について、「安全管理マニュアル」の「健康管理マニュアル」に記載している。子どもの体調悪化・けがは、保護者に電話で連絡し、クラスの「伝達ボード」に記録し、引継ぎと事後の確認を行っている。子どもの保健に関して、「学校保健計画」を作成している。子どもの健康状態に関する情報を、クラスの「伝達ボード」・「職員伝達表」で周知・共有している。既往症や予防接種の状況を「けんこうのきろく」「児童票」で把握し、「けんこうのきろく」は毎月、「児童票」は年度末に返却し更新している。保護者に対し、「園のしおり」「ほけんだより」で、園の健康に関する方針や取組を伝えている。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関して、新年度会議で看護師が研修を行っている。高槻市の基準に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。 ■ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。 ■ 子どもの保健に関する計画を作成している。 ■ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。 ■ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。

			より、0歳児は5分毎、1歳半まで10分毎に呼吸状態・方向・睡眠確認を行い、午睡チェック表に記録している。保護者には、SIDSについて「園のしおり」に記載し、入園説明会で説明している。「感染症の予防と知識」にも記載し、配布している。玄関ホール・0～2歳児の保育室に資料を掲示している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。 ■ 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。 ■ 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	<p>a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p> <p>b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。</p> <p>c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。</p>	a 内科健診・歯科健診結果を、関係職員は、クラスごとの「健康診断表」、園児の「けんこうのきろく」で把握している。保護者には「けんこうのきろく」「歯科健診票」で健診結果を伝えている。異常のある場合は「お手紙」で伝え、受診後「診断書」を提出してもらっている。欠席者は個別に受診し、「診断書」を提出してもらっている。「学校保健計画」の「健康管理内容」に反映し、健診に関連した保育内容を取り入れている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。 ■ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。 ■ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	<p>a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。</p> <p>b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。</p>	a 「食物アレルギー対応マニュアル」を整備し、入園後に保護者・調理師・担当保育教諭等の関係職員でアレルギー面談を行い、状況を把握している。保護者からの医師の指示書「アレルギー疾患生活管理指導表」の提出（年2回）により、適切なアレルギー除去・代替食を提供している。毎月、保護者・関係職員で献立表を確認し、「アレルギー一覧表」を給食室・各保育室に掲示し、全職員に周知し、誤配膳のないよう配慮している。食席を固定し、配膳時に個別専用トレイに食器に蓋をした状態で声出し確認を行い、食事中はそばで見守りを行っている。年度初めの全体研修で、調理師よりアレルギー対応について全職員に周知を図っている。外部のアレルギー研修に参加した職員は研修報告書を作成し、必要な情報を共有している。保護者には園のしおり・重要事項説明書で、子どもには「わかる」（語り合いの時間）の時間に対話を通して、アレルギーについて理解を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。 ■ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。 ■ 保護者との連携を密にして、保育所で生活に配慮している。 ■ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。 ■ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。 ■ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。
A-1-(4) 食事				
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	<p>a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p> <p>b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。</p> <p>c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。</p>	「食育計画表」「行程表」を作成し、事務所・給食室・担任が連携し、菜園活動(季節の野菜の栽培・収穫体験)・クッキング・食育の話等、食に関する豊かな体験ができるよう取り組んでいる。縄文時代から伝わる漬物作り・味噌づくり・梅干漬け等を毎年恒例の取組とし、クッキングでは、子どもが自発的に何を作るのか・材料調べ・スーパーへの買い出し・調理方法等を話し合い、保育者が適宜助言し、食への興味・関心が深まるよう	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。 ■ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。 ■ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。

A⑮			<p>a</p> <p>取り組んでいる。幼児は各保育室でファミリー毎に異年齢の友だちと楽しく食事ができるように、配席を工夫している。0歳児は個別に落ち着いた環境の中で食事や授乳を行い、1・2歳児は一人ひとりの生活リズムや発達に合わせて食事ができるように援助している。食器は安定感のある陶器で、扱いやすい食具を用意している。「多め」「少なめ」等個々の希望や食欲を確認しながら目の前で配膳を行い、おかわりにも対応している。毎日の給食おやつ展示・献立表の配布・ドキュメンテーション掲示等により、食に関する取組を保護者に伝え連携を図っている。</p> <p>*今後はさらに、毎年実施している食に関する行事を「食育計画表」に盛り込み、計画に沿った実施・振り返り・評価を行う仕組みづくりを期待する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食器の材質や形などに配慮している。 ■ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。 ■ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。 ■ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。 ■ 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	<p>a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <p>b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。</p>	<p>a</p> <p>給食は地産地消を取り入れ、食材・調味料はなるべく無添加・無農薬のものを使用し、安全に配慮している。献立には、菜園活動で育てて収穫した季節の野菜や、行事食・伝統料理等を採り入れ、和食中心の食事を手作り提供している。5歳児は3月にお別れバイキングを開催し、人気メニューを楽しめるよう工夫している。月1回の給食会議には園長・主幹・担任・給食職員が参加し、一人ひとりの子どもの発達状況・体調等を把握確認し、離乳食検査結果・幼児喫食の結果・残食結果等を検討し、次月の献立や調理の工夫に反映している。日常的に調理員や栄養士が配膳やおかわりにも対応し、子どもとコミュニケーションを図りながら、食事の様子も確認できるよう配慮している。「衛生管理自主点検実施記録(施設)(個人)」により、給食室や調理に関わる職員の衛生管理を適切に行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一人ひとりの子どもの発達状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。 ■ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。 ■ 残食の調査記録や検査簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。 ■ 季節感のある献立となるよう配慮している。 ■ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。 ■ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。 ■ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	<p>a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p> <p>b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。</p>	<p>c</p> <p>育児日誌（乳児の連絡帳）、送迎時コミュニケーション・ドキュメンテーションの掲示（異年齢クラス毎に毎日掲示）等により、家庭との日常的な情報交換を行っている。園だより・ほけんだより・きゅうしよくだより、個人懇談・クラス懇談・保育参加・保育参観・行事（秋祭り・アート</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。 ■ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
----	-----------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		a	<p>ざんまい)等により、保育の意図や保育内容について保護者に伝え、保護者と子どもの成長を共有できるよう取り組んでいる。家庭の状況・保護者との情報交換の内容を、必要に応じて、「特記事項欄」シートに記録し、原簿(個別ファイル)に綴じ共有している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。 ■ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。
--	--	---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

A-2- (2) 保護者等の支援

A-2- (2) -① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	<p>a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p> <p>b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。</p>	a	<p>育児日誌(乳児の連絡帳)、送迎時のコミュニケーション等により保護者との信頼関係を築けるよう取り組んでいる。保護者から相談を受けた場合は、保護者の事情に合わせて日時を調整し相談対応し、「特記事項欄」シートに記録し、原簿に綴じている。担任保育教諭等が相談を受けた場合は、主幹・副園長・園長へ報告・相談をするようにしている。保育教諭・看護師・栄養士・機能訓練士の配置があり、公認心理師・児童発達支援指導員にも相談でき、専門職者の意見・助言を聞ける体制があり、必要に応じて関係機関につなげている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。 ■ 保護者等からの相談に応じる体制がある。 ■ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。 ■ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。 ■ 相談内容を適切に記録している。 ■ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。
A-2- (2) -② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	<p>a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p> <p>b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。</p> <p>c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。</p>	a	<p>「虐待防止マニュアル」を整備している。登園時・保育中の視診、子どもや保護者の言動や様子に留意する等、兆候を見逃さないようにしている。可能性を感じた職員は、園長・副園長・主幹に報告し、写真・記録を残し、関係職員と共有することとしている。高槻市子ども未来部子育て総合支援センターと連携を図っている。気にかかる保護者については、主幹が声をかけ、時間を設けて面談し予防的な支援を行い、必要に応じて支援サービスについて情報提供している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。 ■ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。 ■ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。 ■ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。 ■ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。 ■ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。 <input type="checkbox"/> マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

A-3 保育の質の向上

A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

A⑳	<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	<p>a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p> <p>b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。</p> <p>c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。</p>	<p>a</p> <p>月案の振り返り・保育日誌の記録、ドキュメンテーション、また、乳児会議・幼児会議・公開保育の振り返り会議等を通して、保育教諭が保育実践の振り返りを行う機会を設けている。自己評価シートによる自己評価を、定期的に（年2回）行っている。乳児会議・幼児会議・「アートの会」「児童発達支援指導」「公開保育」の振り返りが、互いの学び合いの場となり、保育の改善・専門性の向上につなげている。職員個々の「自己評価シート」での自己評価を集計した「自己評価結果集計」をもとに「園運営会」で園評価につなげ、全体会議で共有している。*「園運営会議」の議事録に残す事が望まれる。保育士個々の自己評価を、園内研修「自己評価」の中で話し合い、園評価につなげている。年度末の「新年度会議」でグループワークで1年の振り返りを行い、園としての自己評価から課題を抽出し、次年度の取り組みにつなげている。</p>	<p>□ 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。 ■ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。 ■ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。 ■ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。 ■ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。
----	--------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

A-4 子どもの発達・生活援助

A-4-(1) 子どもの発達・生活援助				
A㉑	<p>A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>a) 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <p>b) 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。</p> <p>c) 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいない。</p>	<p>a</p> <p>就業規則に「虐待・体罰の禁止」を明記している。「人権」研修・「不適切な保育を未然に防ぐために」研修・職員会議でのグループワーク・乳児会議等で、適切な援助技術を修得できるよう研修や話し合いを行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「就業規則」等の規定に体罰等の禁止を明記している。 ■ 体罰や暴言、威嚇等が起こりやすい状況や場面について、体罰等を伴わない援助技術を修得できるよう研修や話し合いを行っている。